国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン
資料編

令和４年７月

内閣官房国土強靱化推進室

目　次

（頁）

Ⅰ　近年の発生災害・防災関係の動き 3

（1）　大規模自然災害の発生例 3
（2）　法律の改正、新たな制度の創設例 6
（3）　国土強靱化基本計画、都道府県の地域計画の改定 8
（4）　自然災害にかかる学術的な知見の例 8
（5）　防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 8

Ⅱ　国土強靱化地域計画における設定項目例 9

（1）　リスクシナリオの例 9
（2）　リスクへの対応方策の例 13
（3）　施策の進捗管理に用いる KPI の例 18

Ⅲ　策定支援ツール 22

（1）　策定支援ツール 22
（2）　策定支援ツール（機能追加版） 33
（3）　ツールに関する留意事項 37

Ⅳ　関係規程 38

（1）　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）－抜粋－ 38
（2）　国土強靱化を推進する上での基本的な方針（国土強靱化基本計画） 42
（3）　国土強靱化を推進する上で特に配慮すべき事項（国土強靱化基本計画） 44
（4）　脆弱性の評価について（国土強靱化基本法） 49
（5）　起きてはならない最悪の事態（国土強靱化基本計画） 50

Ⅴ　その他関係資料 52

（1）　国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧 52
（2）　令和4年度予算における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について 61
（3）　“ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）”「国土強靱化地域計画賞」について 67

Ⅰ　近年の発生災害・防災関係の動き

ここでは、国土強靭化地域計画策定・改定ガイドラインの「Ⅱ　計画の推進と不断の見直し等」にある「２．不断の見直し」に掲載した、大規模自然災害の発生や防災に関係する法律の改正、自然災害にかかる学術的な知見など地域計画の策定・改定の際に参考とすべき事項の例を紹介しています。

各地方公共団体の実情に応じて、地域計画の策定・改定に必要な内容を検討して下さい。

(1) 大規模自然災害の発生例

近年の発生災害（例）		概要	参考資料
地震	令和４年福島県沖を震源とする地震	火力発電所の停止に伴い、関東地方で約 210 万戸の停電・節電要請、東北新幹線の脱線・高架橋損傷、工場の一時操業停止などが発生した。	
	令和３年千葉県北西部を震源とする地震	夜間の発生に伴う帰宅困難者に対する一時滞在施設の開設、エレベーターでの閉じ込め、水道管からの漏水、走行中の日暮里・舎人ライナーの脱輪などが発生した。	
	令和３年福島県沖を震源とする地震	火力発電所の停止に伴い、東京電力管内でブラックアウトを回避するために約 83 万戸の停電、役場天井の一部崩落、町内唯一の病院での建物損壊による診療への支障などが発生した。	
	令和元年山形県沖を震源とする地震	山形県内で観測史上初めて震度 6 以上を観測。屋根瓦の落下やブロック塀倒壊、体育館の天井板落下や法面崩壊などが発生した。	
	平成 30 年北海道胆振東部地震	北海道で初めて震度 7 を観測。広範囲の土砂崩れにより厚真町では 36 人が犠牲になった。液状化現象等の発生、北海道のほぼ全域の電力供給が停止するブラックアウトなどが発生した。	平成 30 年北海道胆振東部地震災害検証報告書（北海道） https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/saigaikenshouH30.html 平成 30 年北海道胆振東部地震の対応に係る検証結果について（札幌市） https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/hokkaido_iburi_earthquake/hokkaido_iburi_earthquake.html
	平成 30 年大阪府北部を震源とする地震	朝の通勤時間帯に発生し、通勤・通学への影響、帰宅困難者の発生、ブロック塀倒壊による死者の発生、エレベーターの停止や閉じ込めなどが発生した。	南海トラフ地震対応の強化策について【提言】（大阪府） https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00296685/190109_teigen.pdf
	平成 28 年熊本地震	短期間に最大震度 7 が 2 回、6 強が 2 回、6 弱が 3 回発生した。一部の市町村庁舎の被災による庁舎機能の移転、病院の被災による移送、多くの地点での土砂災害の発生、道路の寸断による孤立地区の発生、断水、停電等の被害や工場等での生産停止などが発生した。また、避難生活などによる震災関連死が地震による直接的な死者数を上回った。	熊本地震を踏まえた国土強靭化関係施策の点検について（内閣官房国土強靭化推進室） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/dai30/siryo3_1.pdf 熊本地震の概ね 3 カ月間の対応に関する検証報告（熊本県） https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19236.html

近年の発生災害（例）		概要	参考資料
	平成 23 年東日本大震災	マグニチュード 9.0 の国内観測史上最大規模の地震で、最大震度７、北海道から九州にかけて揺れが観測された。広範囲な大規模津波被害、原子力発電所事故、震災関連死、液状化の発生、サプライチェーンの寸断など大きな被害が発生した。	防災対策推進検討会議最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～（中央防災会議防災対策推進検討会議） https://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/index.html 災害関連死の死者数等について（復興庁） https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20140526131634.html
風水害・土砂災害	令和３年８月の大雨	九州北部地方と中国地方で線状降水帯が発生して記録的な大雨となり、各地で特別警報が発表された。一時は７県 82 万世帯・181 万人に緊急安全確保が発令された。また、西日本の一部では、統計開始以降、８月の降水量の記録を更新した。	
	令和３年台風第９号	中国地方を中心に大雨による被害をもたらし、特に広島県、島根県、鳥取県の複数の地点で 8 月の観測史上 1 位の降水量を記録した。また、温帯低気圧となった後も青森県で河川の氾濫、橋の崩落が発生した。	
	令和３年７月１日からの大雨	梅雨前線が西日本から東日本に停滞。数日間にわたって断続的に雨が降り続き、静岡県の複数の地点で 72 時間降水量の観測史上１位の値を更新し、熱海市伊豆山では土石流が民家を襲い、26 名が犠牲になった。	熱海市伊豆山地区土砂災害関連情報（静岡県） https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/r3_atami_dosyasaigai.html
	令和２年７月豪雨	7 月の総降水量は、長野県や高知県の多い所で 2,000 ミリを超え、九州南部、九州北部、東海、及び東北の多くの地点で、24、48、72 時間降水量が観測史上 1 位の値となった。九州から東北にかけて河川の氾濫、特別養護老人ホームの浸水による死者の発生、土砂災害などが発生した。	令和２年７月豪雨災害検証報告書（岐阜県） https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62510.html 令和２年７月豪雨情報（熊本県） https://www.pref.kumamoto.jp/site/r2-gouu/
	令和元年東日本台風	広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に計 142 箇所で堤防が決壊するなど河川が氾濫し、国管理河川関係だけでも約 25,000ha が浸水した。関東地方の直轄河川では、昭和 22 年のカスリーン台風以来の規模での決壊であった。宮城県、岩手県、神奈川県、福島県等の 20 都県で土砂災害が発生した。	令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ（中央防災会議 防災対策実行会議） http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/honbun.pdf
	令和元年房総半島台風	9 月に千葉市付近に上陸し、関東の一部では観測史上１位の最大風速、最大瞬間風速を観測した。千葉県を中心に最大約 934,900 戸の停電が発生し、解消に時間を要した。また、高波による護岸の損壊や工業団地への浸水被害が発生した。	令和元年台風 15 号等への県の対応に関する検証（最終報告）（千葉県） https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/shingikai/taifuukensyou/kensyoukaigi.html
	令和元年８月の前線に伴う大雨	佐賀県、福岡県、長崎県では、8 月の降水量が平年値の 2 倍を超えるなど、記録的な大雨となり、大雨特別警報も発表された。佐賀県大町町では、工場から約 11 万㍑の油が住宅地や農地に流出した。	令和元年８月豪雨への対応（国土交通省 九州地方整備局） http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/saigaijouhou190828.html
	平成 30 年台風第 21 号	高波による神戸港等の浸水被害やタンカーの連絡橋への衝突による関西国際空港の孤立化などが発生した。また、多くの電柱が倒れて、広域停電が発生した。	南海トラフ地震対応の強化策について【提言】（大阪府） https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00296685/190109_teigen.pdf
	平成 30 年７月豪雨	大雨特別警報が１府 10 県に発表されるなど西日本から東海地方を中心に広範囲で記録的な大雨となり、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生した。岡山県倉敷市真備町では、1/4 にあたる 1,200ha が浸水し、また愛媛県では緊急放流を行った野村ダムの下流で肱川が氾濫した。	平成 30 年７月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（中央防災会議防災対策実行会議 平成 30 年７月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ） https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf

近年の発生災害（例）		概要	参考資料
	平成 29 年 7 月九州北部豪雨	線状降水帯の影響により、多数の河川の氾濫や土砂災害が発生。一部の地域では河川氾濫前の避難勧告等が間に合わなかった。JR 九州久大本線では、河川を渡河する橋梁の流失等が発生し、全線での運行再開まで 1 年以上を要した。	平成 29 年７月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について（内閣府） https://www.bousai.go.jp/fusuigai/kyusyu_hinan/index.html
	平成 28 年台風第 10 号	河川の氾濫により、岩手県岩泉町では要配慮者利用施設が浸水。避難勧告等が間に合わない地域があった。北海道では、十勝地方に通じる各国道を中心に被害が出て、一時は十勝地方が孤立状態となった。	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）（内閣府） http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html
	平成 28 年 8 月北海道豪雨災害	８月に複数の台風が北海道に上陸・接近し、河川の氾濫や土砂災害が発生。また、北海道を中心に多額の農業被害が生じた。	平成 28 年８月北海道豪雨災害被災とその影響、そしてこれから（国土交通省） https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/splaat000000otsj-att/splaat000000ougk.pdf
	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	関東地方の国管理河川で昭和 61 年以来の決壊が発生。避難の遅れ等により、多くの住民が取り残されるとともに広範な市街地で長時間排水できない被害が生じた。茨城県常総市では市内の避難場所への避難が困難になり、隣接市に依頼し、避難場所を設定した。	水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）（内閣府） http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/index.html
	平成 26 年広島土砂災害	線状降水帯の影響により、多数の土砂災害が発生し、広島市では 74 名が犠牲になった。避難勧告等が間に合わなかった地域があった。	総合的な土砂災害対策の推進について（報告）（内閣府） https://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html
風害（火災）	平成 28 年糸魚川大規模火災	強風により火災が同時多発的に発生し、広範囲の市街地が焼失。市街地中心部の機能が失われた。	糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書（消防庁） https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento209.html
雪害	平成 30 年２月大雪	福井県等で記録的な大雪により、高速道路や幹線道路等で通行止め等の交通障害が発生。	冬季道路交通確保対策検討委員会（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/index.html
火山	平成 26 年御嶽山噴火	登山者が訪れる中、噴火警戒レベル１の段階での噴火により多数の死者を出す事態となった。	御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/kazan/suishinworking/index.html

(2) 法律の改正、新たな制度の創設例

法律、制度等	概要	参考となる資料
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正（令和４年６月施行）	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波避難対策を特別に強化すべき地域での津波避難対策緊急事業計画による事業の国の負担又は補助の割合の特例等、集団移転促進事業に係る特例措置、緊急に整備すべき施設等の整備等における交通、通信その他積雪寒冷地域での津波避難対策上必要な機能確保への配慮について定めるなどした。	内閣府ホームページ https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正（令和４年５月成立）	地域福利増進事業（所有者不明土地に使用権を設定し、公共的事業に活用可能とする制度）の対象事業への備蓄倉庫等の災害対策に関する施設の追加等や、管理不全状態の所有者不明土地等について、災害等の発生を防止するため、市町村長による代執行等の制度の創設等を講じた。	国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_000001_00008.html
宅地造成等規制法の改正（盛土規制法）（令和４年５月成立）	令和３年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとした。	国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000076.html
特定都市河川浸水被害対策法等の改正（流域治水関連法）（令和３年 11 月全面施行）	「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、「特定都市河川の指定対象河川の全国への拡大」、「国有地の活用も含めた流域における雨水貯留浸透対策の強化」、「住宅や要配慮者利用施設等の安全性を事前許可制とする浸水被害防止区域制度の創設」、「リスク情報空白域を解消する洪水等に対応したハザードマップ作成対象の拡大」をはじめとする措置を講じた。	国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_hoan/index.html
土砂災害防止法の改正（令和３年７月施行）	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正にあわせて土砂災害防止法を改正し、要配慮者利用施設に関する避難確保計画について、市町村長による助言・勧告制度の創設、及び避難訓練結果の市町村長への報告の義務付け、市町村長による助言・勧告制度を創設した。	国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/content/001423235.pdf
災害対策基本法等の改正（令和３年５月施行）	頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、「避難勧告・指示を一本化」、「避難行動要支援者の個別避難計画について市町村の作成を努力義務化」、「災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置」、「広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等」などを定めた。	内閣府ホームページ https://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/kihonhou_r3_01.html
土砂災害防止対策基本指針の変更（令和２年８月）	土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、土砂災害警戒区域等の認知度向上を図ることや、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所の抽出精度の向上を図るため、今後の基礎調査において数値標高モデル等のより詳細な地形図データを用いること、また、現地に標識を設置することなどにより、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高める方針が追加されるなどした。	国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000048.html
エネルギー供給強靭化法（令和２年６月成立、令和４年４月施行）	「電気事業法」、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（JOGMEC 法）」の３つの法律を改正したもの。強靭かつ持続可能な電気の供給体制を確立するため、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定義務、再生可能エネルギーの新たな導入支援制度の創設の追加をはじめとする措置を講じた。	資源エネルギー庁ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/denjihokaisei_01.html
中小企業強靭化法（令和元年７月施行）	中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな影響を及ぼす大規模な自然災害が頻発したことを背景に、中小企業が策定する防災・減災に係る取組を事業継続力強化計画等として認定をし、認定事業者に対して低利融資の支援や税制の後押し等を行う制度を定めるなどとした。	中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/1901package.htm
道路法の改正（平成 30 年９月施行）	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設するなどした。	国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001158.html

法律、制度等	概要	参考となる資料
「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29年11月）	中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に新たな防災対応が定められた令和元年5月 31 日より、「南海トラフ地震に関連する情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。	気象庁ホームページ https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/forecastability.html
港湾法の改正（平成29年7月施行）	熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じたことから、非常災害が発生した場合において、港湾管理者からの要請に基づき、国土交通大臣が港湾施設の管理を行うことができる制度を創設するなどした。	国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000183.html
土砂災害防止法の改正（平成29年6月）	水防法等の改正と合わせて土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付けるなどした。	国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

(3) 国土強靱化基本計画、都道府県の地域計画の改定

	概要	参考となる資料
国土強靱化基本計画（平成30年12月）	平成26年6月の「国土強靱化基本計画」策定から約5年が経過したことに鑑み、社会情勢の変化や策定以降の災害から得られた教訓、施策の進捗状況などを踏まえ、平成30年12月に「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。	内閣官房ホームページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html
都道府県の地域計画	都道府県の地域計画を含めた国土強靱化地域計画の策定状況については、各都道府県からの情報をもとに内閣官房のホームページに掲載している。	内閣官房ホームページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/tiiki.html

(4) 自然災害にかかる学術的な知見の例

	概要	参考となる資料
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討WG報告書（令和4年3月）	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害の特徴に加え、積雪寒冷地であることや北海道・東北地方の沿岸地の特性を考慮した、防災対策の基本的方向や具体的に実施すべき主な対策を整理。	内閣府ホームページ https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/index.html
防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言（令和3年5月）	頻発化・激甚化する災害から国民の命を守るため、デジタル技術、事前防災、防災教育・ボランティアに関し、内閣府特命担当大臣（防災）の私的諮問機関又はナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会の下のワーキンググループを設置し、令和３年５月に提言を取りまとめ、公表。	内閣府ホームページ https://www.bousai.go.jp/kaigirep/teigen/index.html
大規模噴火時の広域降灰対策検討WGの報告（令和2年4月）	富士山の宝永噴火規模の噴火をモデルケースに、降灰分布とそれによる交通機関やライフライン等への影響、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について検討。各分野で生じる影響については、過去の火山噴火における被害状況や、類似のほかの災害事例の状況、実験結果などから、堆積厚を基本に閾値を整理するとともに、「住民等の行動の基本的な考え方」及び「対策の検討に当たっての留意事項」についても整理。	内閣府ホームページ https://www.bousai.go.jp/kazan/kouikikouhaiworking/index.html
令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するWGの報告（令和2年3月）	避難対策の強化を検討するためのワーキンググループであり、避難行動を促す防災への理解力を向上させるための普及啓発等といった短期的な対策のほか、避難情報や避難行動要支援者の避難等、制度的検討が必要な対策についての論点を整理。	内閣府ホームページ https://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html
南海トラフ地震の長期評価に基づく、津波の地域ごとの発生確率の公表（令和2年1月）	政府の地震調査委員会は、将来発生する可能性がある津波の地域ごとの発生確率を公表。今後30年以内に南海トラフ沿いで大地震が発生した場合、海岸の津波の高さ（津波高）が「非常に高い」確率（26%以上）の地域が、10都県71市区町村となった。	地震調査研究推進本部ホームページ https://jishin.go.jp/evaluation/tsunami_evaluation/#nankai_t

(5) 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策

	概要	参考となる資料
防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和2年12月）	「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとした。	内閣官房ホームページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/5kanenkasokuka/index.html

Ⅱ　国土強靱化地域計画における設定項目例

ここでは、国土強靱化地域計画策定・改定ガイドラインの「Ⅰ　地域計画の策定・改定」にある「２．国土強靱化地域計画策定・改定の基本的な進め方」に掲載した、リスクシナリオや対応方策、KPI の設定について、策定団体の設定をもとにした例を紹介しています。国土強靱化基本計画はもとより、市町村においては都道府県や近接する市町村の地域計画等も参考になると考えられますので、設定にあたっては、地域の実情に鑑み、適切な項目、指標を設定するようにして下さい。

(1) リスクシナリオの例

以下に、国の基本計画における 45 の「起きてはならない最悪の事態」と策定団体が独自に設定したリスクシナリオを紹介します。

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		参考用リスクシナリオ	国の基本計画におけるプログラム	国の基本計画における重点プログラム	起きてはならない最悪の事態（カッコ内は代替表現案）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	1-1	○	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	1-2		密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	1-3	○	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	1-4	○	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	1-5	○	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	1-6		暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-a	－		地震に伴う列車の転覆等での多数の死傷者の発生
		1-b	－		エレベーター閉じ込め等での多数の死傷者の発生
		1-c	－		（亜炭鉱廃坑跡等の）大規模陥没による市街地崩壊に伴う多数の死傷者の発生
		1-d	－		老朽化等により公共ストックが適切な被害防止機能を発揮できないことによる多数の死傷者の発生
		1-e	－		竜巻（突風、落雷）等による多数の死傷者の発生
		1-f	－		猛暑による多数の熱中症患者・死者の発生
		1-g	－		（要配慮者を含む住民の）避難の遅れに伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	2-1	○	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	2-2		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	2-3	○	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

		2-4	2-4		想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	2-5		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	2-6		被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	2-7	○	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-a	－		物流障害により食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		2-b	－		広域防災拠点の機能が被災により大幅に低下する事態
		2-c	－		交通障害により避難所への避難が困難となる事態
		2-d	－		消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能低下・機能しなくなる事態
		2-e	－		住民の被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織の機能低下・機能しなくなる事態
		2-f	－		帰宅が困難となる観光客等の発生
		2-g	－		多数の災害関連死の発生
		2-h	－		避難者の車中泊による多数の健康被害の発生
		2-i	－		避難所・福祉避難所の容量不足や耐震性不足
		2-j			交通障害により避難所の運営人員等が確保できない事態
		2-k			被災により福祉避難所の開設ができず十分な支援が行えない事態
		2-l			避難所が適切に運営できず生活環境確保・安全確保ができない事態
		2-m			近隣地域から避難者が集中する事態
		2-n			避難所生活が長期化する事態
		2-o			被災による共助機能の低下・機能しなくなる事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1		被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	3-2		首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3	3-3		地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-a	－		処理能力を超えるほどの、地方行政機関における長期かつ大量の災害関連業務の増加
		3-b	－		被災による行政情報システムの停止、行政データの消失
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	4-1		防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	4-2		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	4-3	○	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-a	－		誤った情報が拡散する事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	5-1	○	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）
		5-2	5-2		エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	5-3		コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	5-4		海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

		5-5	5-5	○	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
		5-6	5-6		複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）
		5-7	5-7		金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8	5-8	○	食料等の安定供給の停滞
		5-9	5-9		異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		5-a	－		漁業、農林業施設の倒壊等による漁業、農林業への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	6-1	○	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	6-2	○	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	6-3		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	6-4		新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	6-5		防災インフラの長期間にわたる機能不全
		6-a	－		非常用発電設備の故障等による停止
		6-b	－		農・工業用水の長期間にわたる機能停止
		6-c	－		信号機の停止等による交通事故の多発
		6-d	－		火葬能力の不足
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	7-1	○	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	7-2		海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	7-3		沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	7-4		ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	7-5		有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	7-6	○	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-a	－		原子力発電所の事故による放射性物質の放出
		7-b	－		火山の噴火に伴う大規模な山林火災等の発生による被害の拡大
		7-c	－		救助、救急、捜索活動中の土砂災害等の二次災害の発生
		7-d	－		損壊した再生可能エネルギー設備による二次災害の発生
		7-e	－		獣舎や畜舎が被災し、猛獣等が脱走することによる二次災害の発生
		7-f	－		災害時、米軍基地、自衛隊基地内の施設への被害の発生により、基地外への二次災害の発生
		7-g			農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生
		7-h			デマ等によるパニックの発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	8-1		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	8-2		復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	8-3		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

		8-4	8-4		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	8-5		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	8-6		国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響
		8-a	-		地域産業や雇用の喪失等により人口流出・高齢化が進み、地域の活力・防災力が低下する事態
		8-b	-		関係機関の情報共有・連携が停滞することにより復旧・復興が遅延する事態
		8-c	-		広範囲な液状化等の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-d	-		所有者不明地・境界未確定地等により復興事業が大幅に遅れる事態
		8-e	-		被害調査や罹災証明の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態
		8-f	-		経営資源（物的、人的）、資金の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-g	-		漁業、農林業施設の被害拡大による長期間にわたる漁業、農林業の停滞
		8-h	-		観光業、商工業等の被害拡大と産業の停滞
		8-i	-		観光資源（温泉等）の被災等による観光産業への甚大な影響
		8-j	-		速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による甚大な影響
		8-k			被災者の職の確保等の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態
		8-l			被災住民への心理的ケア等の不足より生活再建が大幅に遅れる事態
		8-m			文教施設等の被災による教育機能の再開が大幅に遅れる事態

また、以下のように事前に備える目標等を独自に設定している団体もあります。

- 富山県では、「太平洋側の代替性確保」を基本目標の一つとして設定し、それに対応する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」として「太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止」を設定しました。
- 静岡県では、平成25年度に公表した地震被害想定における災害対策本部、医療救護、交通、ライフライン、住宅対応等の時系列シナリオをもとに具体的なリスクシナリオを定めたことで、より詳細な脆弱性の分析・評価につなげることができました。また、事前に備えるべき目標として「防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり」を掲げ、それに対応するリスクシナリオとして「企業・住民の流出等による地域活力の低下」を設定しました。
- 香川県では、「四国の防災拠点としての機能を果たす」を基本目標の一つとして設定、他の目標で掲げたリスクシナリオを再掲し、当該シナリオに対する対応の強化を図っています。
- 山梨県では、設定したリスクシナリオについて、地域特性を補足説明として付記（例：地震による建物被害の多くは地震動そのものに伴うものであるが、甲府盆地南部等では液状化による建物被害も発生する可能性がある）しています。

(2) リスクへの対応方策の例

以下に、リスクへの対応方策にかかる設定事例等を示します。対応方策は、複数のリスクに共通するものとして掲載（再掲）されることもあります。

起きてはならない最悪の事態		対応方策例
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化の促進
		公共施設等の多数の人が利用する施設の耐震化
		医療施設・社会福祉施設の耐震化
		公営住宅の耐震化の促進
		建築物の非構造部材の耐震化の推進
		文教施設内の安全対策
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	消防設備等の適正な維持管理
		消火器等初期消火設備の整備推進
		感震ブレーカーの設置促進
		木造密集市街地対策の推進
		空き家対策の推進
		緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
		狭あい道路の拡幅整備
		無電柱化の推進
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	津波避難計画等の適時適切な見直し
		南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
		漁船避難ルールづくりの促進
		津波避難に対する自助共助や防災意識醸成のための啓発活動
		津波避難計画等の住民等への周知
		津波・高潮対策施設（防潮堤、津波避難タワー等）の整備及び耐震化
		治水施設の整備・耐震化等推進
		海岸堤防等の老朽化対策の推進
		水門等の効率的な管理運用（遠隔操作等）
		沿岸部の公園の防災機能の強化
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	「流域治水対策」の推進
		治水施設の更なる整備等の推進
		支川におけるバックウォーター対策（築堤、遊水地など）
		都市部における内水浸水対策推進（貯留施設整備、ポンプ場機能増強等）
		適切な避難行動の促進
		水害タイムラインの導入（作成・運用・充実・改善）
		広域的避難の枠組み整備
		ダムの緊急放流に連動した下流域における適切な避難の促進
		洪水ハザードマップの作成
		排水ポンプ車の導入
		浸水害対策を考慮した立地適正化計画の推進
		災害ハザードエリアにおける開発行為の適切な抑制
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	火山噴火時の避難計画の策定
		降灰対策の推進
		土砂災害対策（砂防、地すべり、急傾斜、治山）の推進
		大規模盛土造成地の滑動崩落対策
		流木災害対策の推進（流木捕捉工整備など）
		土砂災害に対する警戒避難体制の整備
		土砂災害に係る避難指示発令基準の策定
		農山村地域の保全による保水力維持・確保

起きてはならない最悪の事態		対応方策例
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	除雪体制の確保（複数年契約によるものを含む。）
		自治会等への除雪機械導入支援などを通した地域の除雪体制確保
		積雪寒冷を想定した避難所や避難手段の検討・整備
		道路改良時における凍結抑制舗装の導入促進
		暴風雪時における道路管理対応の強化
		雪下ろし事故を防止するための啓発
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	水道施設の耐震化等の推進
		応急給水施設・給水車・体制の整備
		避難施設等における非常用電源の確保・充実
		供給体制も考慮した備蓄物資の配置再検討
		物資供給における民間事業所との連携強化
		支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備
		物資輸送ルートの冗長性の確保
		緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
		無電柱化の推進
		「道の駅」の防災拠点化
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	孤立可能性のある集落への複数のアクセス経路の確保
		災害に強い路網整備の推進
		孤立危険性のある集落との通信手段の確保
		ヘリコプターによる孤立集落対応の推進
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防職員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化
		消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進
		災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進
		広域防災拠点の整備
		訓練等を通じた警察・消防・自衛隊等との連携強化
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	帰宅困難者の受入体制の確保
		帰宅困難者向けの備蓄の確保
		帰宅困難者・観光客等への情報提供手段の整備
		外国人に対する支援の強化
		観光客・来訪者に対する事前広報・啓発
		観光客・来訪者の帰宅手段の確保
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	市立病院での非常時対応体制の維持
		災害派遣福祉チーム（DWAT）受援体制の整備
		災害派遣医療チーム（DMAT）受援体制の整備
		緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保
		緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
		無電柱化の推進
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	感染症流行下における発災を想定した避難所開設・運営方法の確立
		避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進
		感染症流行下における発災を想定した避難手段の検討
		避難所の確保（在宅避難・縁故避難、協定締結によるホテル・旅館活用を含む）の推進
		災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）受援体制の整備
		災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化
		下水道施設の耐震化等の推進
		浸水家屋における衛生対策・消毒活動の周知
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所となる施設の感染症予防対策
		感染症流行下の発災を前提とした対応の推進
		保健衛生活動を指揮する職員の避難所等への配置
		災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）受援体制の整備
		避難所の確保（在宅避難・縁故避難、協定締結によるホテル・旅館活用を含む）の推進
		福祉避難所の指定促進
		福祉避難所に対する支援体制の確保
		避難施設等における非常用電源の確保・充実

起きてはならない最悪の事態		対応方策例
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	警察施設の耐震化の推進
		防犯カメラ設置の促進
		所要交差点等への警察官等の迅速な配備
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	首都機能バックアップ体制の確保
		防災上重要な公共建築物等の耐震対策の推進
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政機関内各業務分野ごとの災害時対応マニュアル・体制の整備
		行政機関間の応援協定等の構築推進（応援・受援体制の確保）
		代替庁舎の確保
		災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制の整備
		安否参集確認システムの活用
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報通信システムの電源途絶に対する対応の推進
		情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等の推進
		防災関係機関間の情報通信手段の冗長化促進
		地域防災無線の整備の推進
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	多様な情報通信インフラの整備・活用推進（防災行政無線、エリアメール、SNS 等）
		道路情報板の耐災害性能向上
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	帰宅困難者・観光客等への情報提供手段の整備
		観光客・来訪者に対する事前広報・啓発
		多言語案内サイン等の整備
		避難施設等における非常用電源の確保・充実
		防災教育の充実
		災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化
		災害時の要配慮者対応の強化
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	民間企業等のBCP策定推進・実効性向上（ブラックアウトや感染症等の想定）
		中小企業における強靭化の促進
		リスク分散の観点からの企業等誘致の推進
		災害時における道路機能の確保
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	エネルギー供給施設の耐震化の促進
		エネルギー供給事業者と公共機関等の連絡体制強化
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	コンビナート・重要な産業施設の防災・安全対策の強化
		石油コンビナートにおける防災体制の充実強化の促進
		港湾施設・海岸保全施設の耐震対策等推進
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	海上輸送拠点の耐震化等の促進
		海上輸送における代替物流拠点としての機能強化
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	災害に強い冗長な交通網の整備促進
		○○新幹線の整備促進
5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）	航空ネットワークの維持・拡大
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	金融機関における防災対策の推進
5-8	食料等の安定供給の停滞	農業水利施設など農業用施設の耐震化・老朽化対策の推進
		漁港・公設市場の機能保全
		食品流通拠点整備の推進
		生産基盤を支える農業者等への支援
		被災農林漁業者への金融支援
5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	節水型都市づくりの推進
		市民の節水の取組のための啓発

起きてはならない最悪の事態		対応方策例
6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	エネルギー供給施設の耐震化の促進
		コンビナート・重要な産業施設の防災・安全対策の強化
		自家消費型再生可能エネルギーの導入
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道施設等の地震対策・風水害対策の推進
		応急給水施設・給水車・体制の整備
		農業水利施設など農業用施設の耐震化・老朽化対策の推進
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化等の推進
		農業集落排水施設の耐震化・老朽化対策の推進
		し尿処理施設の耐震化等の推進
		単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	各交通機関における防災対策の推進
		多様な交通ネットワークの維持・確保
		踏切対策事業の推進
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	港湾施設・海岸保全施設の耐震・耐波対策等推進
		防災インフラの整備及び機能高度化
		水防テレメータシステム（水位、雨量等）の整備
		防災インフラの迅速な復旧のための資機材配備
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	耐震性貯水槽の整備推進
		消防設備等の適正な維持管理
		感震ブレーカーの設置促進
		木造密集市街地対策の推進
		上水道施設等の地震対策・風水害対策の推進
		空き家対策の推進
		緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
		狭あい道路の拡幅整備
		無電柱化の推進
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	コンビナート・重要な産業施設の防災・安全対策の強化
		重要な産業施設等の災害に備えた消防力の強化
		石油貯蔵施設等を有する企業連携型業務継続計画等の整備促進
		周辺住民への情報伝達・避難の促進
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
		建築物の非構造部材の耐震化の推進
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	ため池の改修・廃池の促進
		ため池ハザードマップを通じた被害想定の周知
		「グリーンインフラ」の推進による土砂流出の抑制
		土砂災害の監視及び情報伝達網の整備
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	危険物施設の耐震化の促進
		住宅・建築物のアスベスト対策の促進
		オイルフェンスなど流出防止資機材の整備促進
		有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施
		原子力防災対策の推進
		継続的な放射線モニタリングの実施
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	土砂災害対策（砂防、地すべり、急傾斜、治山）の推進
		耕作放棄地の発生防止と再生
		適切な森林整備
		鳥獣被害防止対策の推進
		生産基盤を支える農業者等への支援

起きてはならない最悪の事態		対応方策例
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理計画の策定、見直し
		がれき処理マニュアルの策定（がれき混じり土砂を含む）
		大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備
		災害廃棄物仮置き場候補地の検討・確保
		災害廃棄物処理にかかる広域連携の実効性向上
		地籍調査の実施
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害ボランティアコーディネーターの育成
		災害・復興ボランティアの受入体制の確立
		災害時の応援体制の整備
		災害対応に不可欠な建設業との連携の推進
		災害時応援協定を締結した民間団体等との連携強化
		震災復興マニュアルの策定等の推進
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	治水施設の整備・耐震化等推進
		「流域治水対策」の推進
		治水施設の整備・耐震化等推進
		港湾施設・海岸保全施設の耐震対策等推進
		液状化対策の実施
		液状化危険度の高い地域についての住民周知等
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財・観光資源の耐震対策等推進
		地域コミュニティ機能の維持・活性化
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	応急仮設住宅建設候補地リストの更新
		災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供
		住宅・建築物の耐震化の促進
		地籍調査の実施
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	平時からの各種情報の的確な発信
		発災後の各種情報の的確な発信
		企業の業務継続計画の策定促進

(3) 施策の進捗管理に用いる KPI の例

以下に、施策の進捗管理に用いる KPI の設定例を示します。KPI の設定では、「(2) リスクへの対応方策の例」と同様、同一の指標が複数の進捗管理に用いられることもあります。

起きてはならない最悪の事態		KPI 設定例
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅の耐震化率
		市町村施設の耐震化率
		医療施設・社会福祉施設等の耐震化率
		老朽化橋梁の修繕割合
		家具などの転倒防止対策実施率
		ハザードマップ（津波、土砂災害、洪水等）の策定数
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	市街地再開発事業の進捗率
		街区公園整備・再整備箇所数
		木造住宅密集地域における都市計画道路の整備率
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	医療施設における防災医療マニュアル整備率
		津波避難道路の整備率
		緊急輸送道路整備率
		災害時にヘリコプターが発着できるヘリポート数
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	避難行動要支援者の個別支援計画の作成数
		災害に関する観光案内サインの設置数
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	土砂災害から保全される人家戸数
		がけ防災に関するカルテの作成数
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	車道除雪機械台数
		主要道路沿いのライブカメラ設置数
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	上水道の基幹管路の耐震適合率
		拠点給水施設の整備率
		市防災備蓄倉庫における備蓄量及び備蓄充足率
		災害時応援協定等（含む物資供給協定）の締結数
		災害時に活用できる給食サービス施設の数
		緊急輸送道路整備率
		老朽化橋梁の修繕割合
		災害時にヘリコプターが発着できるヘリポート数
		孤立可能性のある集落数
		避難所運営委員会の設立数
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	緊急輸送道路整備率
		（発災時に孤立する可能性がある集落への）防災行政無線の整備率
		中山間地域における臨時ヘリポートの整備数
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団員の充足率
		町内ボランティア団体数、登録者数
		自主防災組織に消防が訓練を実施した回数
		防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合
		消防分団屯所の耐震化整備率
		防災拠点となる公園の整備進捗率
		津波避難訓練参加人数

起きてはならない最悪の事態		KPI 設定例
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定数
		帰宅支援ステーション数
		帰宅困難者対策訓練の実施回数
		災害用伝言板サービス等の認知率
		従業員用に3日以上の飲料水を備蓄している企業の割合
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	医療施設の耐震化率
		医療施設における防災医療マニュアル整備率
		医療施設における BCP 策定率
		医療施設における災害対応訓練の実施回数
		医療施設における食糧備蓄量
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	指定緊急避難場所におけるトイレ整備率
		消毒薬剤の備蓄率
		感染症研修会等 開催回数
		○○（麻しん、風しん等）に係る予防接種の接種率
		汚泥再生処理センター整備進捗率
		下水道・合併浄化槽等の汚水処理人口普及率
		改修済火葬炉数
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	指定緊急避難場所・指定避難所等の指定数
		避難所開設訓練実施率
		避難所運営リーダーの養成研修回数
		福祉避難所の設置運営に関する協定数
		市防災備蓄倉庫における備蓄量及び備蓄充足率
		避難所における備蓄庫数
		地域住民を交えた○○（地震、津波等）に係る訓練の実施回数
		災害時における飲食糧や生活物資等の供給協力に関する協定数
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	訓練等への防犯アドバイザー派遣回数
		防犯カメラ設置台数
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	市町村施設の耐震化率
		庁舎の室内安全対策（書棚転倒防止等）実施率
		外部データセンターへ移設したシステム割合
		業務継続のために必要な発電用燃料の充足率
		太陽光発電を設置している公共施設の数
		災害対策本部訓練の実施回数
		自治体間相互応援協定などの締結数
		職員用食糧備蓄率
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	通信設備における大容量蓄電池や非常用発電機等の配備率
		防災行政無線施設における大容量蓄電池や非常用発電機等の配備率
		通信指令センターとの情報通信手段の多重化完了割合
		市民への情報伝達手段の多重化完了割合
		太陽光発電を設置している公共施設の数
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	同報系防災行政無線の世帯カバー率
		市民への情報伝達手段の多重化完了割合
		防災行政無線施設における耐震化実施率
		情報伝達訓練の実施回数
		町保有の衛星携帯電話機器数
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	BCP 策定支援事業参加企業数
		中小企業の事業継続計画の策定割合
		港湾連絡道路の整備進捗率
		都市計画道路の無電柱化事業進捗率
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	公共施設における再生可能エネルギー導入率
		学校施設への太陽光発電導入数

起きてはならない最悪の事態		KPI 設定例
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	屋外タンク貯蔵所における技術基準適合率
		屋外タンク貯蔵所における緊急遮断弁設置率
		(コンビナート施設における)消火薬剤の保有数
		(コンビナート施設における)応急活動用燃料の備蓄量
		耐震強化岸壁等の整備進捗率
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	緊急輸送道路整備率
		老朽化橋梁の修繕割合
		インフラ長寿命化個別施設計画の策定率
		耐震強化岸壁等の整備進捗率
		空港における基本施設の耐震化率
		資機材格納施設の高台整備率
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	町内金融機関の事業継続計画策定率
		自治体の指定金融機関の事業継続計画策定率
5-8	食料等の安定供給の停滞	農用地等面積
		土地改良施設の耐震化率
		自治体間相互応援協定などの締結数
6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	発電・送電設備の耐震化率
		市管理河川における小水力発電施設数
		災害対応型給油所数
		可搬式発電機配備数
		燃料供給協定締結数
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道の基幹管路の耐震適合率
		浄水施設の耐震化率
		拠点給水施設の整備率
		災害応急用井戸の指定数
		応急給水研修の参加職員数
		水道施設耐震技術研修会の実施回数
		上水道に関する他自治体との災害時における相互応援協定締結状況
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化率
		圧送管等に関するバックアップシステムの整備率
		災害時応急トイレの備蓄数
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	地域交通施設の耐震化率
		緊急輸送道路整備率
		老朽化橋梁の修繕割合
		障害物除去等応援対策業務に関する協定数
		都市計画道路の無電柱化事業進捗率
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	防火水槽の耐震化率
		D級・C 級可搬消防ポンプ配備数
		地域配備消火器数
		木造密集市街地の解消面積
		都市防災不燃化促進事業における建替助成件数
		老朽木造住宅の除却助成件数
		感震ブレーカー等の普及率
		市民1人当たり公園面積
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	屋外タンク貯蔵所における緊急遮断弁設置率
		船舶給油タンク耐震化数
		臨海地域河川における樋門操作従事者による作動点検実施回数
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	住宅の耐震化率
		応急危険度判定士会員数
		空き家件数
		資機材格納施設の高台整備率

起きてはならない最悪の事態		KPI 設定例
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	排水機場の耐震化率
		農業用ため池の点検数及び診断実施数
		ため池ハザードマップ作成数
		砂防、治山、地すべり、急傾斜の基礎調査の実施率
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	流出防止機能付農業用タンクの設置数
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	土砂災害区域等の認知率
		ため池改修計画書の作成数
		農業用排水施設の整備進捗率
		災害廃棄物処理応援協定の締結数
		中山間地域等直接支払制度を活用して農業生産継続のための活動に取り組んだ集落数
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物仮置場の候補地数
		災害廃棄物処理応援協定の締結数
		建設業災害対策協力会会員企業の事業継続計画策定数
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	自主防災組織の結成率
		被災宅地危険度判定士の登録者数
		災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数
		地籍調査の対象面積に対する進捗率
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	排水機場等の定期点検実施率
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化施設等の定期点検実施率
		自主防災組織の結成率
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	応急仮設住宅の建設候補地数
		街区公園整備・再整備箇所数
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	水産交流人口
		農業交流人口
		県外での観光情報説明会の開催数

Ⅲ　策定支援ツール

ここでは、地域計画の策定を行う際に活用できるツールとして、「策定支援ツール」とマクロ機能を用いた「策定支援ツール（機能追加版）」について紹介しています。

必要に応じて(1)策定支援ツールまたは(2)策定支援ツール（機能追加版）の利用しやすい方を活用下さい。

なお、本支援ツールは、地域計画策定に関する事務負担の軽減や効率性の向上を目指して作成したものですので、これらのツールで整理されたものをベースとして、自らの地域の実情に沿った内容が盛り込まれるよう、十分な検討をお願いします。

なお、本支援ツール（電子ファイル）が必要な場合は、内閣官房国土強靱化推進室までご連絡をお願いします。

(1) 策定支援ツール

国土強靱化地域計画策定・改定ガイドラインの「Ⅰ　地域計画の策定・改定」の「２．国土強靱化地域計画策定・改定の基本的な進め方」において、STEP1 から STEP5 まで順を追って説明した内容をイメージ図にまとめると、以下のような全体像になります。この手順に沿って策定支援ツールの各シートを紹介します。

（全体イメージ図）

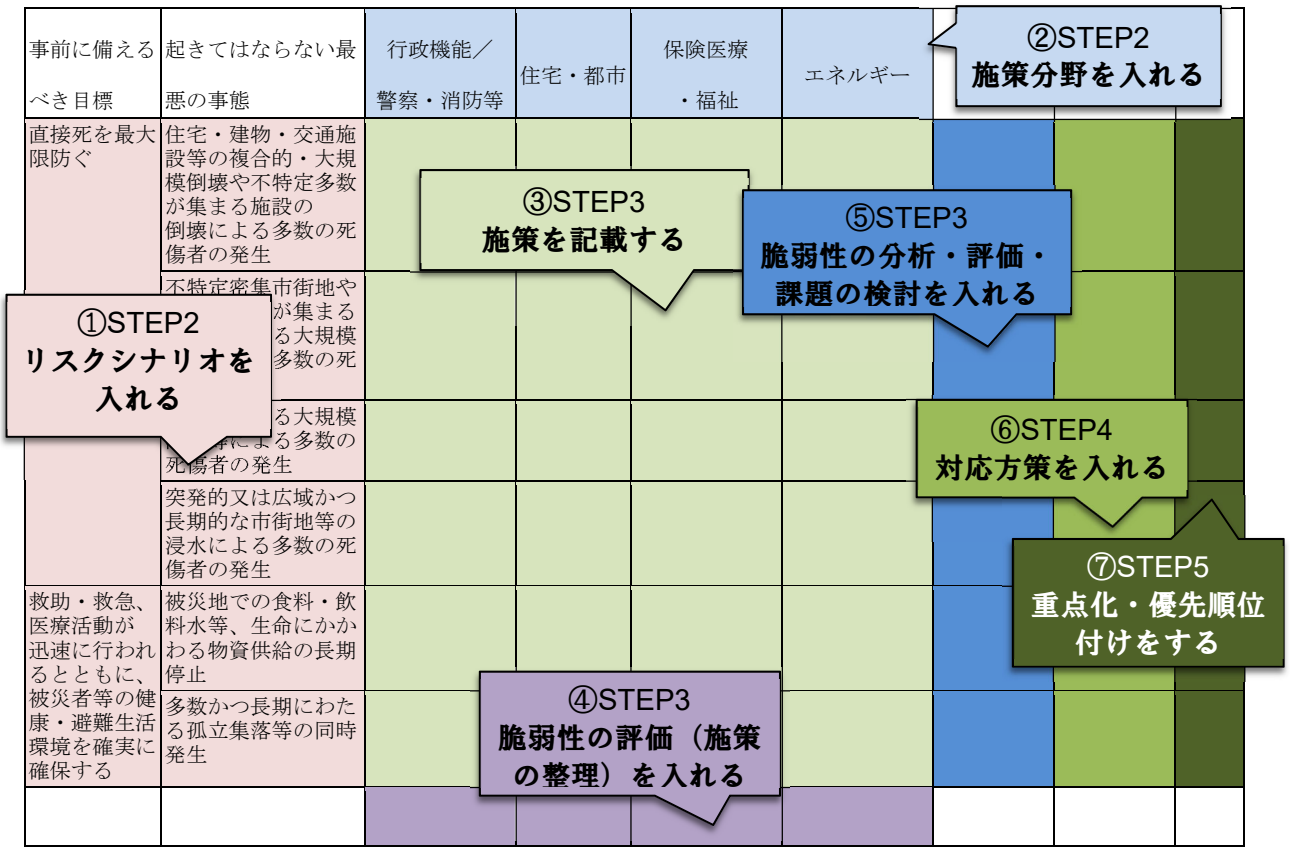

1. リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定（STEP２）

【自然災害の想定シート】

本シートは、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を考える上での想定される自然災害の整理に使用します。想定される自然災害については、都道府県の地域計画における想定も参考に自団体の想定を必要に応じて追加するなどして考えます。その際には自団体の地域防災計画も参考になります。

想定される自然災害	県等の想定	自団体の想定 （特に危惧するものに〇を付ける）
大規模災害全般		
地震(巨大地震)		
津波		
豪雨・洪水・高潮などの風水害		
土砂災害		
液状化		
火山噴火		
暴風雪・雪害		
猛暑		
渇水		
林野火災(フェーン)		
竜巻		
突風		
複合災害		
その他（　　）		

※策定団体の地域計画も踏まえリスト化したもの
※想定内容が重複する可能性があるのでよく吟味すること

【リスクシナリオの設定シート】

本シートは、地域計画を策定する市町村の地域におけるリスクシナリオを設定するために使用します。まず、基本計画における 45 のシナリオや都道府県の地域計画で設定されたリスクシナリオを確認し、それも参考に追加・削除するなどして自団体のリスクシナリオを設定してください。各カテゴリーの 1-a、2-a 等は市町村における独自のリスクシナリオを設定するための欄です。

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオの例	国の基本計画におけるリスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 （カッコ内は市町村での変更例）	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
		1-2	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
		1-3	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		
		1-4	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
		1-5	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生		
		1-6	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
		1-a	－			
		1-b	－			
		1-c	－			
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
		2-2	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
		2-3	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
		2-4	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
		2-5	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
		2-6	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
		2-7	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
		2-a	－			
		2-b	－			
		2-c	－			

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオの例	国の基本計画におけるリスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 （カッコ内は市町村での変更例）	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
		3-2	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全		
		3-3	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
		3-a	－			
		3-b	－			
		3-c	－			
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
		4-2	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
		4-3	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
		4-a	－			
		4-b	－			
		4-c	－			
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）		
		5-2	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
		5-3	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
		5-4	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響		
		5-5	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）		
		5-6	5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）		
		5-7	5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		
		5-8	5-8	食料等の安定供給の停滞		
		5-9	5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
		5-a	－			
		5-b	－			
		5-c	－			

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオの例	国の基本計画におけるリスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 （カッコ内は市町村での変更例）	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
		6-2	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		
		6-3	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
		6-4	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止		
		6-5	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全		
		6-a	－			
		6-b	－			
		6-c	－			
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
		7-2	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生		
		7-3	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		
		7-4	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生		
		7-5	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃		
		7-6	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃		
		7-a	－			
		7-b	－			
		7-c	－			
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
		8-2	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		
		8-3	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態		
		8-4	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
		8-5	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
		8-6	8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響		
		8-a	－			
		8-b	－			
		8-c	－			
A		A-a	－			
		A-b	－			

【施策分野の設定シート】

本シートは、リスクシナリオと同様に施策分野を設定するために使用します。策定済団体が設定した独自の施策分野については以下に例として紹介しています。

	施策分野例	国の基本計画	施策分野	県等の施策分野	当団体の施策分野
個別施策分野	（1）	（1）	行政機能／警察・消防等／防災教育等		
	（2）	（2）	住宅・都市		
	（3）	（3）	保健医療・福祉		
	（4）	（4）	エネルギー		
	（5）	（5）	金融		
	（6）	（6）	情報通信		
	（7）	（7）	産業構造		
	（8）	（8）	交通・物流		
	（9）	（9）	農林水産		
	（10）	（10）	国土保全		
	（11）	（11）	環境		
	（12）	（12）	土地利用（国土利用）		
	(a)	－			
	(b)	－			
	(c)	－			
	【参考：個別施策分野の独自設定例】 教育・スポーツ・文化、住民避難・自主防災、消火・救急・救助、避難所の機能確保、病院・体育館等の耐震化、防災危機管理、広域連携・行財政運営・協働、首都圏バックアップ、結婚・出産・育児、観光振興と情報発信、安全・安心、国際・文化観光、上下水道、病院、市民生活、港湾、防災公共の推進（避難所の機能確保）、しごと、暮らし、人づくり、地域づくり、行政経営、危機管理、ライフライン・情報通信、経済・産業、農林、リスクコミュニケーション、長寿命化対策、福祉・医療、都市基盤、生活環境、（市民）協働、健康、子育て、伝統・文化の保全、産業・雇用、魅力創造・発信、治水・土砂災害対策、教育施設の機能維持				
横断的分野	（1）	（1）	リスクコミュニケーション		
	（2）	（2）	人材育成		
	（3）	（3）	官民連携		
	（4）	（4）	老朽化対策		
	（5）	（5）	研究開発		
	(a)	－			
	(b)	－			
	(c)	－			
	【参考：横断的分野の独自設定例】 少子高齢化対策、地域振興、施設の有効活用、住民総幸福度、若者定住、産学官民・広域連携、耐震化、情報共有と防災意識の向上、過疎対策、長寿命化対策、まちづくり、将来的課題、離島振興、共創（市民参画）、文化財保全・研究、地域づくり、人口減少・少子高齢化対策、市民防災リテラシーと地域防災力の向上				

2. 脆弱性の分析・評価、課題の検討（STEP３）

脆弱性の分析・評価、課題の検討については、マトリクスを作成した上で、検討を行います。マトリクスの全体的なイメージ図については 22 頁を参照して下さい。

【情報収集シート】

マトリクスを作成するに当たって、現在実施している施策を洗い出す目的で、各部局に施策の情報提供の依頼をする場合は、あらかじめ情報収集のためのシートを準備し、別途趣旨説明を行うと効率的です。ここでは、２種類のシート見本を掲載します。

① １施策で１枚のシートに取りまとめる場合

各部局で実施している施策、その具体的事業等を取りまとめ、マトリクスに記載します。

（情報収集シート）

担当課	

1.本シートで回答する施策について

事態を回避するための施策の名称	
施策分野（個別施策分野/横断的分野）	
事態を回避するための施策の概要	
施策の実績（現状）	
今後の課題等	

2.上記施策の該当箇所（別に参照すべきリスクシナリオや施策分野の一覧表を準備しておく）

事前に備えるべき目標	
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	

3.上記施策の関連情報

指標の名称（KPI）	
指標の現状値	
指標の目標値	

② 表形式で取りまとめる場合

マトリクスへの記載を意識しながら表形式で１施策を１行に記載し取りまとめます。

（情報収集シート）

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策の名称	施策分野	施策の概要	施策の実績（現状）	今後の課題等	指標の名称（KPI）	指標の現状値	指標の目標値	担当課
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生									
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生									

・・・（下まで続く）

【脆弱性の分析・評価と課題の検討】

収集した情報をマトリクス上に記載します。その上で、マトリクスの右側に脆弱性評価のための列を作り、脆弱性の分析・評価と課題の検討の結果を記入し、脆弱性の分析・評価と課題の検討を行います。この時、マトリクスに記載した施策を縦横に確認しながら、部局横断的に脆弱性について確認すると効果的です。

（脆弱性の評価・課題記入シート）

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野					脆弱性評価の結果及び課題
								…	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1							
		1-2							
		1-3							
		1-4							
		1-5							
		1-6							
		1-a							
		1-b							
		1-c							
脆弱性評価の結果									

3. リスクへの対応方策の検討（STEP４）

２．で行ったマトリクスを用いた検討結果をもとに、各リスクシナリオに対する対応方策を検討します。

（対応方策検討シート）

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野				…	脆弱性評価の結果及び課題	対応方策（完成したマトリクスを基に、各リスクシナリオに対する対応方策・取組主体を記入）※ これが、国土強靭化のプログラムとなります。
1	直接死を最大限防ぐ	1-1								
		1-2								
		1-3								
		1-4								
		1-5								
		1-6								
		1-a								
		1-b								
		1-c								

※市町村が地域の強靭化を推進するためには、当該市町村だけでなく、他の行政機関（国、都道府県、市町村）、住民・地域企業との間で認識を共有し、協働して取り組むことが重要です。（国土強靭化地域計画策定・改定ガイドラインⅠ２．（５）参照）

4. 対応方策の重点化・優先順位付け（STEP５）

３．までで検討したリスクシナリオ、対応方策などを記載したマトリクスをもとに重点化・優先順位を設定するため、影響の大きさや緊急度などの検討項目を設定し、対応方策の重点化・優先順位について検討します。検討の際には○△×、１～３などで比較する方法や、有識者会議や庁内会議で意見を集約する方法も考えられます。

（重点化・優先順位付けシート）

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野				…	脆弱性評価の結果及び課題	対応方策	検討項目（例）				重点化・優先順位
											影響の大きさ	緊急度	施策の進捗状況	平時の活用	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1													
		1-2													
		1-3													
		1-4													
		1-5													
		1-6													
		1-a													
		1-b													
		1-c													
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(2) 策定支援ツール（機能追加版）

地域計画を策定する人手が足りない（事務作業の負担が大きい）、ノウハウが不足している（どのように都道府県計画と調和を図れば良いか分からない、マトリクスまで作成することが難しい）という課題に対し、さらなる事務負担の軽減や作業効率の向上等を図れるよう、策定支援ツールに自動集計機能や地域計画素材の出力機能を付加した「策定支援ツール（機能追加版）」を作成しました。

記載の手順に従って必要事項を入力していくことにより、複数部局にまたがる計画内容がマクロ機能を用いて自動で整理できるとともに、煩雑な事務作業を自動化することで、担当者の労力を軽減します。

1.策定支援ツール（機能追加版）を使用した計画策定フロー

【策定支援ツール（機能追加版）を使用した計画策定フロー】

策定支援ツール（機能追加版）を使用した作業は、主に以下に示す７つのプロセスによって成り立っています。（以下の説明はフロー図中の番号と対応）

（ⅰ）市町村における策定作業の参考情報として、都道府県地域計画の「最悪の事態」、「施策分野」等を調査票に記入します。

（ⅱ）市町村では、都道府県地域計画の参考情報が記入された調査票に対して、まずは主管部署が必要事項を記入します。

（ⅲ）各部局が記入した調査票について、

（ⅳ）施策データベースに集約します。

（ｖ）記載内容の確認・必要な検討を行い、施策データベースを整理し、
（vi）施策データベースから「リスクシナリオ別の推進方針・脆弱性評価」や「簡易マトリクス」等の計画素材をマクロで自動出力し、
（vii）地域計画素案を作成します。

【調査票の記入項目例】

前述のとおり、市町村の主管部署では都道府県地域計画の内容を参考にしながら、「事前に備えるべき目標」や「最悪の事態」等を記入します。

シートでは、記入するセルについて、都道府県地域計画の記入箇所（薄緑色）と、市町村の記入箇所（オレンジ色）とに色分けしています。（プロセス（ｉ）、（ii））

①事前に備えるべき目標				
No.	都道府県	市町村	各所管部局が変更・追加した場合に○	市町村（各部局の変更案）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

②最悪の事態							
目標No.	No.	都道府県	市町村	各所管部局が変更・追加した場合に○	市町村（各部局の変更案）	都道府県(担当部局)	市町村(担当部局)
1	1-1)						
1	1-2)						
1	1-3)						
1	1-4)						
2	2-1)						
2	2-2)						
2	2-3)						
2	2-4)						
2	2-5)						
3	3-1)						
4	4-1)						
5	5-1)						
5	5-2)						
5	5-3)						
5	5-4)						
6	6-1)						
6	6-2)						
6	6-3)						
7	7-1)						
7	7-2)						
7	7-3)						
8	8-1)						
8	8-2)						
8	8-3)						
8	8-4)						

その後、各部局において、施策単位で「脆弱性評価」、「推進方針」、「施策分野」等を記入し、施策の重点化の有無、緊急性、実現性等についても選択します。（プロセス（iii））

施策レベル																											
施策	担当部局	脆弱性評価結果	推進方針	再掲	施策分野の設定(複数選択可)																	関連計画	ハード/ソフト	重点化施策	緊急性(5段階)	実現性(5段階)	実施状況(5段階)	重要度(5段階)
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20						
手動(手入力)	択一式（ダブルクリックで複数選択画面を表示）	手動(手入力)	手動(手入力)	択一式（ダブルクリックで複数選択画面を表示）	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式（ダブルクリックで複数選択画面を表示）	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式

KPI の設定については、基礎年度、基礎値、目標年度、目標値等と併せて事業主体についても記入します。

KPIレベル										
KPI①										
KPIの設定	指標名	担当部局	単位	目標値がある場合の基礎値年度	目標値がある場合の基礎値	目標値がある場合の目標年度	目標値がある場合の目標値	事業主体		
								市町村	都道府県	その他
択一式	手動(手入力)	択一式 (ダブルクリックで 複数選択画面を表示)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	択一式	択一式	手動(手入力)

【マクロによる自動化】

各部局が記入した調査票の集約は、Excel ファイル上の「調査票集約ボタン」を押下することにより、自動で行われます。集約された一覧は、主管部署によって整理を行い、施策データベースとして保存します。

さらに、計画素案の策定に必要となる、各種計画素材の出力も自動で実行されるよう、それぞれのボタンを用意しています。（プロセス（ⅳ）、（ⅴ）、（ⅵ））

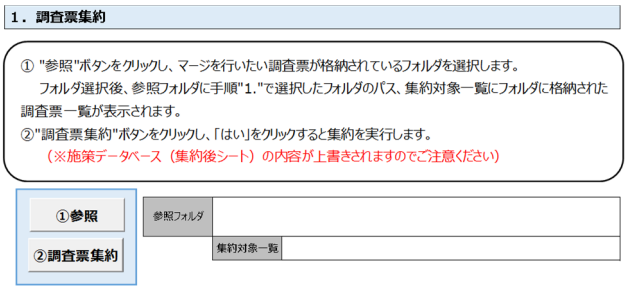

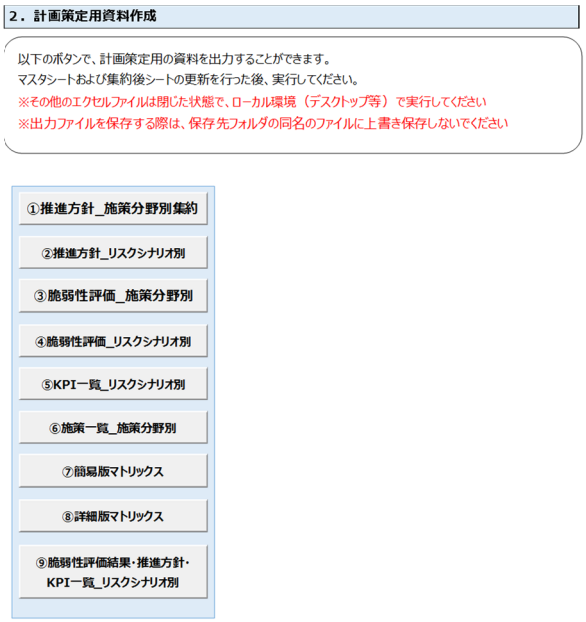

2.個別の事業一覧作成ツール

実効性のある地域計画とするためには、「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」実施するか等を具体的に記載することが極めて重要です。

これら「個別の事業」を集約・整理して地域計画に記載するため、「個別の事業一覧作成ツール」を用意しています。

「個別の事業の策定ツール」には、事業名や事業の概要、施策分野等を記入します。

マスタシートの記入方法については、（1）策定支援ツールと同様です。指標ごとの目標値や事業主体についても記入します。

事業レベル																						
個別の事業	担当部局	事業の概要	再掲	施策分野の設定(複数選択可)																		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
手動(手入力)	択一式 (ダブルクリックで 複数選択画面を表示)	手動(手入力)	択一式 (ダブルクリックで 複数選択画面を表示)	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式

指標レベル										
指標①										
指標の設定	指標名	担当部局	単位	目標値がある場合の基礎値年度	目標値がある場合の基礎値	目標値がある場合の目標年度	目標値がある場合の目標値	事業主体		
								市町村	都道府県	その他
択一式	手動(手入力)	択一式 (ダブルクリックで 複数選択画面を表示)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	択一式	択一式	手動(手入力)

計画素材としては、「施策分野別の『個別の事業』一覧」、「リスクシナリオ別の『個別の事業』一覧」を自動で出力することが可能です。

※上記の項目は記入が考えられる一部の項目であり、詳細は策定支援ツール（機能追加版）の説明資料及び記載要領をご確認ください。

(3) ツールに関する留意事項

ここで紹介したツールは、事務負担の軽減や効率性の向上を目的に作成したものであり、ツールで整理されたものは、地域計画検討にあたっての「基礎資料」となるべきものです。したがって、これをもとに、各検討段階においては、地域の強靭化にあたって必要となる内容が十分に盛り込まれたものとなっているか、十分なご検討をお願いします。

Ⅳ　関係規程

(1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）－抜粋－

（目的）

第一条　この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者及び国民の責務）

第五条　事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第七条　政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（基本方針）

第八条　国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一　迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

二　行政、情報通信、交通その他の国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

三　地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四　地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、地域の活力の向上が図られ、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

五　予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

六　事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

七　現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

（施策の策定及び実施の方針）

第九条　国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一　既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。

二　施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

三　地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四　民間の資金の積極的な活用を図ること。

五　国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

六　人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

七　科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（国土強靱化基本計画）

第十条　政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

２　国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野

二　国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三　前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5　政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

（国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係）

第十一条　国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

（国土強靱化基本計画の実施に関する勧告）

第十二条　内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

（国土強靱化地域計画）

第十三条　都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条　国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(2) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（国土強靱化基本計画）

（１）国土強靱化の取組姿勢

① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。

② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。

④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

⑪　限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
⑫　施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
⑬　人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
⑭　科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進
⑮　人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
⑯　女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
⑰　地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

(3) 国土強靱化を推進する上で特に配慮すべき事項（国土強靱化基本計画）

（総合的・長期的な視点による国土及び経済社会システムの構築）

平時のみを念頭に置いて過剰な経済効率性を追求することは、リスクが存在する客観的状況下では、我が国の国土及び経済社会システムが毀損され、結果として追求したはずの経済効率性を喪失してしまう危険性の増大につながることがある。

このため、国土及び経済社会システムの構築や改変、改善に当たっては、平時における効率性・合理性の確保という視点だけではなく、各種のリスクの存在並びにそれらを見据えた災害対応力の向上及び長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点を持ち、平時における市場の失敗を是正する規制誘導等の活用などにより取り組むことが重要である。例えば、東京一極集中など、効率性の観点から過度に集中した国土構造のリスクを分散させるため、地方創生の取組とも連携しながら「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促す効果的な方策について検討を行う。

（官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備）

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進するものとする。このため、民の自助や共助の活性化や公助への民の力の活用を進める。特に、企業・団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO などの各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化の取組、平時からのコミュニティの活力維持（コミュニティのレジリエンス）等への支援を行うとともに、災害対応において不可欠である民間のスキル・ノウハウや施設設備等の活用を推進する。

さらに、国、地方公共団体の財政が逼迫している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野における多様なニーズを生み出し、これが新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、生産力の強靱化等、民間事業者の災害対応力の向上を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（具体的な被害予測等を含む広報・普及啓発、協議会の開催等）により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等（例えば、バックアップの施設やシステムの整備、施設設備の耐

震化等）を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の活用、経営上優先度が高い事項等とセットにした推進策の設計等）の具体化を着実に進める。また、地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

加えて、大規模自然災害等の発生後に国の経済活動を維持し迅速な復旧復興を可能とするために、中小企業等においては各々の事業形態等を踏まえた実質的な事業継続の取組の普及を図るなどにより民間企業等の事業継続の取組を一層促進するとともに、企業連携型及び地域連携型の事業継続の取組を推進する。

（地方公共団体等における体制の構築）

国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定の加速化や実施への支援の強化を図る。

また、災害のおそれの状況に応じて、市町村が住民に対して適時的確な対応を取ることができるよう、市町村に対する適切な支援を行う。

（リスクコミュニケーションと人材等の育成）

国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うこと、国民自らが主体的に国土強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、強靱性を高めること、地域社会、行政機関、企業、団体等におけるリーダーや多様な学術的背景を備えた防災分野の専門家、研究者等の育成・確保等が重要であるため、この育成・確保等及び災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点にも留意しつつ、国民運動として推進する。

（国土強靱化のイノベーション）

国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野において Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用し社会課題を解決していく。

具体的には、人工知能（AI 技術）、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）など、ICT の技術とサービスの両面での進歩・革新を積極的に活用する。あわせて、システムダウンや記憶媒体の損失への対応、情報収集・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

その中で、豪雨・地震・津波等の規模の予測と情報提供、被害状況の推定・収集、防災機関間での情報共有・分析、被災者・避難者への災害情報の提供等、インフラ・防災・減災のあらゆる場面にICTを活用するとともに、人工衛星（観測・測位・通信）も活用して、リアルタイム・即時性、双方向性、地理空間情報（G空間情報）との連結等の機能を更に高める。

その際、官学の持つ情報に加えて、SNSなど民間が運営・提供する多様な情報サービスの活用など、官民学連携を進めるほか、政府等の所有する情報のオープンデータ化を進める。

これらにより、都市部・地方に関わらず日本全国で、デジタルデバイドがなく平時から使い慣れた、即時性がありスマートで分かりやすいコミュニケーションを実現し、全ての人が安全・安心に暮らせるような社会としていく。

また、これらの先端技術の導入促進による国土強靱化のイノベーション推進とともに、我が国の災害経験に即した最新の技術を海外に輸出展開・貢献するという視点にも留意する。

（「仙台防災枠組2015-2030」の実践等による世界の強靱化の主導）

多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進めている国の一つであり、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会に貢献していくことが重要である。

平成27年３月に第３回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」（以下「仙台防災枠組」という。）における、「事前の防災投資」や「より良い復興（Build Back Better）」等の趣旨を率先して実行することにより、世界の強靱化をリードする。

具体的には、同年12月、第70回国連総会本会議において全会一致で採択された「11月５日を『世界津波の日』として制定する決議」を受け、世界各地における、「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等を通じ、イニシアチブを発揮していくとともに、経済協力開発機構（OECD）とリスク評価等に関する協力協定を結んだ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用しながら世界をリードしていく役割が求められる。

このような考えに基づき、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、その成果を積極的に情報発信することを通じて、国際社会に貢献していく。

（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策）

国土強靱化は我が国を訪れる外国人に対する一種のおもてなしである。我が国の国土の強靱性に裏付けられた安全・安心な 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実現に向けて、首都強靱化について、東京都を中心とした地方公共団体と緊密に連携を取りつつ、自然災害が発生しても安全・安心な大会の実現や災害時に弱者となる外国人観光客等に必要な対策を計画的かつ総合的に進める。

（平成 30 年 6 月以降の災害からの教訓を踏まえた対策）

本計画策定の際に行った脆弱性評価の実施中とそれ以降においても、我が国は、大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われた。これらの災害等を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」により、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて、以下の具体的事例をはじめとして多くの教訓を得た。

・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間への対応が必要であること
・災害拠点病院等について、診療機能を 3 日程度維持するための設備の増設等が必要であること
・土砂災害へのソフト対策について、地方公共団体における災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
・全国の電力インフラについて、各エリアの最大発電所が脱落した場合等においても、一部で運用面での対策を講ずることを前提に、全体としては周波数低下による大規模停電（ブラックアウト）の再発を防止できることが確認されたが、更なる電力供給の強靱化が必要であること
・畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等について、停電時の対応計画を作成していない等の課題に対応する必要があること
・航空輸送上重要な空港等のターミナルビル等について、非常用電源・電気設備への浸水等に対応する必要があること
・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
・豪雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁について対応する必要があること
・主要な外貿コンテナターミナルについて、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題に対応する必要があること
・携帯電話基地局について、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等の課題に対応する必要があること

さらに、災害を踏まえた検証作業等からも、以下をはじめとする様々な教訓を得た。

・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること

・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること

これらの教訓を踏まえて、第３章で定める国土強靭化の推進方針を個別施策に具体化するとともに、第４章で定める３か年の緊急対策や各プログラムの推進方針の具体化に取り組むこととする。

(4) 脆弱性の評価について（国土強靱化基本法）

（施策の策定及び実施の方針）

第九条　国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一　既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。

二　施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

三　地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四　民間の資金の積極的な活用を図ること。

五　**国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価**（以下「脆弱性評価」という。）**を行うこと。**

六　人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

七　科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第十七条　本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、**脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。**

2　本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3　脆弱性評価は、**起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行う**ものとする。

4　脆弱性評価は、**国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う**ものとする。

5　脆弱性評価は、**国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行う**ものとする。

6　本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、**実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。**

7　本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

8　前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(5) 起きてはならない最悪の事態（国土強靭化基本計画）

基本目標	事前に備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる Ⅱ．国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ．国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ．迅速な復旧復興	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
			1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
			2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
			3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
			5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
			5-8	食料等の安定供給の停滞
			5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

基本目標	事前に備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
			7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
			7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

※網掛けは、国土強靭化基本計画における「重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態」

Ⅴ　その他関係資料

(1) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧

①国土強靱化地域計画の策定等に関する全般的な事項

府省庁名	相談窓口
内閣官房	内閣官房国土強靱化推進室 03-6257-1775 東京都千代田区永田町１－６－１　中央合同庁舎第８号館

②国土強靱化地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

府省庁名	相談窓口
内閣府 （防災）	内閣府政策統括官（防災担当）付 東京都千代田区永田町１－６－１　中央合同庁舎第８号館 ①内閣府が作成する被害想定について 参事官（調査・企画担当）付　　03-3501-5693（直通） ②国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係について 参事官（防災計画担当）付　　03-3501-6996（直通） ③上記以外の内容について 参事官（総括担当）付　　03-3501-5408（直通）
内閣府 （防災を除く）	内閣府沖縄総合事務局総務部防災・危機管理課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-0115（直通）
警察庁	警察庁警備局警備運用部警備第二課災害対策室 東京都千代田区霞が関２－１－２ 03-3581-0141（内線 5764）　　saitaishitsu@npa.go.jp 東北管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 022-221-7181（内線 5521）　　tohoku.IPC2@npa.go.jp 関東管区警察局広域調整部広域調整第二課 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ 048-600-6000（内線 5542）　　kanto.keibi4@npa.go.jp 中部管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 愛知県名古屋市中区三の丸２－１－１ 052-951-6000（内線 5530、5511）　　chubu.IPC2@npa.go.jp 近畿管区警察局広域調整部広域調整第二課 大阪府大阪市中央区谷町２－１－17 06-6944-1234（内線 5541、5532）　　kinki.IPC2-2012@npa.go.jp

府省庁名	相談窓口
警察庁	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 広島県広島市中区上八丁堀６－30 082-228-6411（内線 5860、5541）　chugoku.IPC2@npa.go.jp 中国四国管区警察局四国警察支局広域調整課 香川県高松市サンポート３－33 087-821-3111（内線 5860、5862）　shikoku.IPC2@npa.go.jp 九州管区警察局広域調整部広域調整第二課 福岡県福岡市博多区東公園７－７ 092-622-5000（内線 5540、5531）　kyushu.IPC2@npa.go.jp
金融庁	金融庁総合政策局総務課 東京都千代田区霞が関３－２－１　中央合同庁舎第７号館 03-3506-6000（内線 3180、2793）
消費者庁	消費者庁消費者政策課 東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館 03-3507-9186（直通）
デジタル庁	デジタル庁国民向けサービスグループ 東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階 03-4477-6775（代表）
復興庁	復興庁復興知見班 東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館 03-6328-0223（直通）
総務省 （消防関係）	消防庁総務課 東京都千代田区霞が関２－１－２ 03-5253-5111（内線 42132）　fdma-soumuka@soumu.go.jp
総務省 （情報通信関係）	総務省情報流通行政局地域通信振興課 東京都千代田区霞が関２－１－２ 03-5253-5758　ict-kyoujinka@soumu.go.jp 北海道総合通信局防災対策推進室 北海道札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎 011-747-6451　hokkaido-bousai@ml.soumu.go.jp 東北総合通信局東日本大震災復興対策支援室 宮城県仙台市青葉区本町３－２－23 仙台第２合同庁舎 022-221-0654　touhoku-boutaishitu@ml.soumu.go.jp 関東総合通信局防災対策推進室 東京都千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎 03-6238-1790　kanto-boutaishitu@ml.soumu.go.jp 信越総合通信局防災対策推進室 長野県長野市旭町 1108　長野第１合同庁舎 026-234-9961　shinetsu-bousaisuishin@ml.soumu.go.jp 北陸総合通信局防災対策推進室 石川県金沢市広坂２－２－60 076-233-4479　hokuriku-dpo@soumu.go.jp

府省庁名	相談窓口
総務省 （情報通信関係）	東海総合通信局防災対策推進室 愛知県名古屋市東区白壁１－15－１　名古屋合同庁舎第３号館 052-715-5008　bousai-tokai@soumu.go.jp 近畿総合通信局防災対策推進室 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　大阪合同庁舎第１号館 06-6942-8504　kinsou-br@soumu.go.jp 中国総合通信局防災対策推進室 広島県広島市中区東白島町 19－36 082-222-3371　bousai3-chugoku@ml.soumu.go.jp 四国総合通信局防災対策推進室 愛媛県松山市味酒町２－14－４ 089-936-5020　shikoku-bousai@soumu.go.jp 九州総合通信局防災対策推進室 熊本県熊本市西区春日２－10－１ 096-326-7334　bts-kyushu@soumu.go.jp 沖縄総合通信事務所防災対策推進室 沖縄県那覇市旭町１－９　カフーナ旭橋Ｂ街区５階 098-865-2300　boutaisuisin-okinawa@ml.soumu.go.jp
法務省	法務省大臣官房秘書課広報室 東京都千代田区霞が関１－１－１ 03-3580-4111（内線 2051）
外務省	外務省 東京都千代田区霞が関２－２－１ ①外務省業務継続計画について 大臣官房総務課危機管理調整室 03-5501-8059（直通） ②防災に関する開発協力に係る施策について 国際協力局地球規模課題総括課 03-5501-8246（直通）
財務省	財務省大臣官房総合政策課政策推進室 東京都千代田区霞が関３－３－１ 03-3581-4111（内線 5162）
文部科学省	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付 東京都千代田区霞が関３－２－２ 03-5253-4111（内線 2235）
厚生労働省	厚生労働省 東京都千代田区霞が関１－２－２ 03-5253-1111（代表） ①上水道施設の耐震化の推進、ノウハウの強化等について 医薬・生活衛生局水道課　内線:4023　suidougijutsu@mhlw.go.jp

府省庁名	相談窓口
厚生労働省	②広域的かつ大規模な災害の際の、適切な医療機能の提供のあり方及び災害拠点病院等の耐震化の推進について 医政局地域医療計画課　　内線: 2558 ③福祉施設の耐震化の推進について （ｉ）社会･援護局福祉基盤課　　内線：2864 （ii）社会･援護局障害保健福祉部障害福祉課　　内線：3035 （iii）老健局高齢者支援課　　内線：3927、3928 （iv）子ども家庭局子育て支援課　　内線：4960、4961 （Ｖ）子ども家庭局保育課　　内線：4837 ④広域的な福祉支援ネットワークの構築について 社会･援護局福祉基盤課　　内線: 2864 ⑤予防接種の推進、消毒や害虫駆除等について 健康局結核感染症課　　内線: 2375　　SARSOPC@mhlw.go.jp ⑥その他厚生労働省案件 大臣官房厚生科学課　内線: 3840
農林水産省	①食料・農業農村整備に関する施策について 東北農政局農村振興部設計課事業調整室 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 022-263-1111（内線 4343） 関東農政局農村振興部設計課事業調整室 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-0600（内線 3513） 北陸農政局農村振興部設計課事業調整室 石川県金沢市広坂２－２－60 076-263-2161（内線 3517） 東海農政局農村振興部設計課事業調整室 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２ 052-201-7271（内線 2626） 近畿農政局農村振興部設計課事業調整室 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 075-451-9161（内線 2523） 中国四国農政局農村振興部設計課事業調整室 岡山県岡山市北区下石井１－４－１ 086-224-4511（内線 2628、2611） 九州農政局農村振興部設計課事業調整室 熊本県熊本市西区春日２－10－１ 096-211-9111（内線 4726） 国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課 北海道札幌市北区北８条西２丁目　第１合同庁舎 011-709-2311（内線 5560）

府省庁名	相談窓口
農林水産省	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１ 098-866-0031（内線 83341） ②森林・林業に関する施策について （ｉ）国有林について 北海道森林管理局総務企画部企画課 北海道札幌市中央区宮の森３条７－70 011-622-5228（直通） 東北森林管理局総務企画部企画調整課 秋田県秋田市中通５－９－16 018-836-2276（直通） 関東森林管理局総務企画部企画調整課 群馬県前橋市岩神町４－16－25 027-210-1150（直通） 中部森林管理局総務企画部企画調整課 長野県長野市大字栗田 715－５ 026-236-2515（直通） 近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課 大阪府大阪市北区天満橋１－８－75 06-6881-3403（直通） 四国森林管理局総務企画部企画調整課 高知県高知市丸ノ内１－３－30 088-821-2160（直通） 九州森林管理局総務企画部企画調整課 熊本県熊本市西区京町本丁２－７ 096-328-3642（直通） （ii）（ｉ）以外の森林・林業施策について 農林水産省林野庁森林整備部各事業担当課(都道府県林務担当部局経由) 東京都千代田区霞が関１－２－１ 03-3502-8111（内線　計画課 6143、整備課 6172、治山課 6194） ③水産に関する施策について 農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 東京都千代田区霞が関１－２－１ 03-3502-8111（内線 6901）
経済産業省	経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課 東京都千代田区霞が関１－３－１ 03-3501-2669（直通） 北海道経済産業局総務課 札幌市北区北８条西２丁目 011-709-1773（直通）

府省庁名	相談窓口
経済産業省	東北経済産業局総務課 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 022-221-4856（直通） 関東経済産業局総務課 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１ 048-600-0213（直通） 中部経済産業局総務課 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２ 052-951-2683（直通） 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課 富山県富山市牛島新町 11－７　富山地方合同庁舎３階 076-432-5588（直通） 近畿経済産業局総務課 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44 06-6966-6001（直通） 中国経済産業局総務課 広島県広島市中区上八丁堀６－30 082-224-5615（直通） 四国経済産業局総務課 香川県高松市サンポート３－33 087-811-8503（直通） 九州経済産業局総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東２－11－１ 092-482-5405（直通） 内閣府沖縄総合事務局経済産業部政策課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-1726（直通）
国土交通省	①地方整備局関係 東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎Ｂ棟 022-225-2171（内線 3156、6132） thr-kou-suishin2@mlit.go.jp 関東地方整備局首都圏広域地方計画推進室 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎2号館 048-601-3151（内線 3213、3221） ktr-kouiki-shutoken@mlit.go.jp 北陸地方整備局北陸圏広域地方計画推進室 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１　新潟美咲合同庁舎１号館 025-370-6687（直通）　hokuriku-localplan@hrr.mlit.go.jp 中部地方整備局中部圏広域地方計画推進室 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－1 名古屋合同庁舎第２号館 052-953-8127（直通）　cbr-cusui@mlit.go.jp

府省庁名	相談窓口
国土交通省	近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44 大阪合同庁舎１号館 06-6942-1141（内線 3116）　kkr-otayori@mlit.go.jp 中国地方整備局中国圏広域地方計画推進室 広島県広島市中区上八丁堀６－30 広島合同庁舎２号館 082-221-9231（内線 3221）　opinionkokudo@cgr.mlit.go.jp 四国地方整備局四国圏広域地方計画推進室 香川県高松市サンポート３－33 087-811-8309（直通）　skr-kokudokyoujin@mlit.go.jp 九州地方整備局九州圏広域地方計画推進室 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７ 福岡第二合同庁舎 092-476-3543（直通）　qsr-kokudokyoujin@mlit.go.jp 内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-1901（直通） ②北海道開発局関係 北海道開発局開発監理部開発調整課 北海道札幌市北区北８条西２丁目 011-709-9216（直通）　hkd-ky-infra@gxb.mlit.go.jp ③地方運輸局関係 北海道運輸局総務部安全防災・危機管理課 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目　札幌第二合同庁舎 011-290-2711（直通）　hkt-kyojinka@gxb.mlit.go.jp 東北運輸局総務部安全防災・危機管理課 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第四合同庁舎 022－297－8001（直通）　tht-som-akc@ou.mlit.go.jp 北陸信越運輸局総務部安全防災・危機管理課 新潟県新潟市中央区美咲町１－２－１ 新潟美咲合同庁舎２号館 025－285－9000（直通）　hokushin-bosai@mlit.go.jp 関東運輸局総務部安全防災・危機管理課 神奈川県横浜市中区北仲通５－57 横浜第２合同庁舎 16 階 045－211－7269（直通）　ktt-som-abk@ou.mlit.go.jp 中部運輸局総務部安全防災・危機管理課 愛知県名古屋市中区三の丸２－２－１ 名古屋合同庁舎第１号館 052－952－8049（直通）　cbt-som-abk-01@gxb.mlit.go.jp 近畿運輸局総務部安全防災・危機管理課 大阪市中央区大手前４－１－76　大阪合同庁舎第４号館 06－6949－6412　kkt-kinki-anki@gxb.mlit.go.jp 神戸運輸監理部総務企画部安全防災･危機管理課 神戸市中央区波止場町１－１　神戸第２地方合同庁舎 078－321－3473（直通）kbm-kobe-anboukikikanri@gxb.mlit.go.jp

府省庁名	相談窓口
国土交通省	中国運輸局総務部安全防災・危機管理課 広島県広島市中区上八丁堀６－30　広島合同庁舎４号館 082－228－3439（直通）　cgt-bousaitantou01@gxb.mlit.go.jp 四国運輸局総務部安全防災・危機管理課 香川県高松市サンポート３－33 087－811－9092（直通）　skt-kyojinka2@gxb.mlit.go.jp 九州運輸局総務部安全防災・危機管理課 福岡県福岡市博多区博多駅東２－11－１ 092－472－2318（直通）　qst-anbouhan-gaibu1@gxb.mlit.go.jp 内閣府沖縄総合事務局運輸部総務運航課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-1836（直通） ④海上保安関係 海上保安庁総務部政務課 東京都千代田区霞が関２－１－３　中央合同庁舎３号館 03-3580-2083（直通）　jcghseimu11-4b4j@mlit.go.jp ⑤その他 国土交通省国土政策局総合計画課 東京都千代田区霞が関２－１－３　中央合同庁舎２号館 03-5253-8356
環境省	環境省 東京都千代田区霞が関１－２－２ ①「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の提供について 環境保健部環境安全課 03-5521-8259（直通）　ehs@env.go.jp ②自然生態系が有する防災・減災機能の評価について 自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 03-5521-8275（直通）　NBSAP@env.go.jp ③利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備について 自然環境局自然環境整備課 03-5521-8281（直通）　shizen-seibi@env.go.jp ④森林等の荒廃を防ぐための鳥獣管理について 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285（直通）　shizen-choju@env.go.jp ⑤災害廃棄物、浄化槽関連の施策・事業について 環境再生・資源循環局総務課 03-5521-9268（直通）　saijyun-hourei@env.go.jp ⑥上記以外の内容について 大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室 03-5521-8326（直通）　sousei-hourei@env.go.jp
防衛省	北海道防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目　札幌第３合同庁舎 011-272-7571　chouseika@hokkaido.rdb.mod.go.jp

府省庁名	相談窓口
防衛省	東北防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 宮城県仙台市宮城野区五輪１－３－15　仙台第３合同庁舎 022-297-8212 北関東防衛局企画部地方協力基盤整備課 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-1800（内線 2707） 南関東防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 神奈川県横浜市中区北仲通５－57　横浜第２合同庁舎 045-211-7102 近畿中部防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 大阪府大阪市中央区大手前４－１－67　大阪合同庁舎第２号館 06-6945-4956 中国四国防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 広島県広島市中区上八丁堀６－30　広島合同庁舎４号館 082-223-7153 九州防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７　福岡第２合同庁舎 092-483-8816 沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290－９ 098-921-8181（内線 213、220、237） h-kakuho@okinawa.rdb.mod.go.jp

(2) 令和４年度予算における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等について

（単位：百万円）

府省庁名	交付金・補助金の名称	交付金・補助金の概要	国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援等	交付対象	（参考）令和４年度政府予算
内閣府	地方創生整備推進交付金	地域再生法の規定により、地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、地方創生のより一層の推進のための基盤整備に対して支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	39,777
警察庁	都道府県警察施設整備費補助金（一般施設整備費補助金）	警察本部、警察署等の警察施設の整備事業（耐震化事業を含む）に対して支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	都道府県	4,662
警察庁	都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備費補助金）	交通の安全を確保する必要があると認められる道路における特定交通安全施設等整備事業（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第３条第１項に規定する特定交通安全施設等整備事業をいう。）の実施に対して支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	都道府県	8,942
総務省	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	1,095の内数
総務省	無線システム普及支援事業費等補助金	電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の一環として、対策事業（電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業の総称をいう。）に電波利用料財源を充て、支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	448の内数
総務省	消防防災施設整備費補助金	地方公共団体が整備する消防防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、高機能消防指令センター等）の整備に対して支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体	1,372の内数
総務省	緊急消防援助隊設備整備費補助金	地方公共団体が整備する緊急消防援助隊の設備（消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等）に対して支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体	4,986の内数
文部科学省	学校施設環境改善交付金	子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には子供たちの命を守り、また、避難所となる学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を推進するための支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体	27,597の内数
文部科学省	認定こども園施設整備交付金	認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に対する支援を行う。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	都道府県	2,519の内数
文部科学省	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等のための各種事業（建造物・美術工芸品保存修理、史跡整備等）に対する支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	24,787の内数
文部科学省	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	国指定文化財（建造物）等の防火対策や、耐震対策、国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者等が行う、文化財の防災対策を推進するため、施設整備に対する支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	1,763

府省 庁名	交付金・補助金 の名称	交付金・補助金の概要	国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対する支援等	交付対象	（参考） 令和４年度 政府予算
厚生労働省	地方改善施設整備費補助金	市町村が設置・運営する隣保館について、耐震化に対応した整備等に対する支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「５か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分については地域計画の策定を交付の要件とする。	地方公共団体	443
厚生労働省	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	独立行政法人福祉医療機構において、防災・減災対策を推進するため、耐震化整備事業等に係る融資については、貸付条件の優遇（貸付金利の引き下げ）を行う。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	独立行政法人福祉医療機構	2,706
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「５か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分については地域計画の策定を交付の要件とする。	地方公共団体等	4,812 の内数
厚生労働省	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「５か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分については地域計画の策定を交付の要件とする。	地方公共団体	5,992 の内数
厚生労働省	保育所等整備交付金	保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「５か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分については地域計画の策定を交付の要件とする。	市区町村	41,674 の内数
厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「５か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分については地域計画の策定を交付の要件とする。	地方公共団体	1,167 の内数
農林水産省	農業・食品産業強化対策整備交付金（強い農業づくり総合支援交付金のうち卸売市場施設整備）	災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、防災・減災対応を行うための卸売市場施設の整備を支援する。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「国土強靭化に資する防災・減災のための整備の取組」については、地域計画に位置づけられていることを交付の要件とする。	地方公共団体等	12,566 の内数
農林水産省	農村地域防災減災事業費補助（農村地域防災減災事業）	地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策に対して支援する。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	40,725 の内数
農林水産省	農山漁村地域整備交付金	地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体	78,398 の内数
農林水産省	農業水利施設保全管理整備交付金（農業水路等長寿命化・防災減災事業）	農業の持続的な発展を後押しするため、農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく支援する。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	25,403 の内数

府省 庁名	交付金・補助金 の名称	交付金・補助金の概要	国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対する支援等	交付対象	（参考） 令和４年度 政府予算
農林水産省	農山漁村活性化対策整備交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型））	災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の防災・減災対策に対して支援する。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	9,752 の内数
農林水産省	農山漁村活性化対策整備交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金） 農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金）	鳥獣被害防止特措法（平成19年法律第134号）により市町村が作成する「被害防止計画」に基づく、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組に対して支援する。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	10,003 の内数
農林水産省	治山事業	森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から地域の安全・安心を確保し、また、水源の涵養、生活環境の保全及び形成を図るため、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備に対して支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	都道府県	56,724 の内数
農林水産省	森林整備事業（山村強靭化林道整備事業）	持続的な森林経営の実現に向けて、強靭で災害に強い幹線林道の開設・改良を支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体等	2,299
農林水産省	林業・木材産業成長産業化促進対策	山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供及び大規模山地災害発生時における協力体制の整備に対して支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	都道府県	7,510 の内数
農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	地域住民、森林所有者等が協力して行う森林の保全管理や森林資源の利用等の取組に対して支援を行う。（本交付金は、地域の活動組織からの申請に応じて、各地域協議会の裁量により予算を配分する仕組み。）	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地域協議会	1,349 の内数
農林水産省	水産物供給基盤整備事業費補助（水産基盤整備事業）	国民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、輸出の拡大等による水産業の成長産業化を実現していくため、拠点漁港の流通機能強化と養殖拠点の整備を支援する。併せて、漁港施設の強靭化・長寿命化対策を支援する。さらに、漁村の活性化や漁港利用促進のため、既存漁港施設の改良・除却や生活・就労環境改善対策等を支援する。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	47,564 の内数
農林水産省	水産資源環境整備事業費補助（水産基盤整備事業）	国民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、輸出の拡大等による水産業の成長産業化を実現していくため、拠点漁港の流通機能強化と養殖拠点の整備を支援する。さらに、漁村の活性化や漁港利用促進のため、既存漁港施設の改良・除却や生活・就労環境改善対策等を支援する。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	
農林水産省	浜の活力再生・成長促進交付金	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援する。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「防災対策関係」の事業については、地域計画の策定を交付の要件とする。	地方公共団体等	2,655 の内数

府省 庁名	交付金・補助金 の名称	交付金・補助金の概要	国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対する支援等	交付対象	（参考） 令和４年度 政府予算
農林水産省	漁村振興対策地方公共団体整備費補助金（漁港機能増進事業）	漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を高めていくとともに、水産改革に即した水産業の成長産業化に向け、漁港利用者の安全性の向上や漁港の災害対応力の強化等に資する整備の支援を行う。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	都道府県	645 の内数
農林水産省	海岸保全施設整備事業費補助（農地海岸、漁港海岸）	海岸法に基づき、国土の保全を目的として、高潮、津波、波浪及び侵食による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の整備を支援する。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	海岸管理者（地方公共団体）	4,531 の内数
経済産業省	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	石油製品販売業者が取り組んでいる構造改善事業を促進するために構造改善対策事業及び環境保全対策事業や、民間団体へ災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業に対して支援を行う。	地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	7,357 の内数
国土交通省	防災・安全交付金	地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等に対して総合的・一体的に支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	815,570
国土交通省	住宅市街地総合整備促進事業費補助＜①密集市街地総合防災事業②空き家対策総合支援事業③地域居住機能再生推進事業④地域防災拠点建築物整備緊急促進事業＞	①高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を推進するための支援を行う。 ②空家特措法に基づく空家等対策計画に基づき市町村が実施する、空き家の除却、活用、実態把握等の総合的な空き家対策の取組を支援する。 ③公営住宅などの公的賃貸住宅の建替・集約化等と合わせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の多様なニーズに応じた居住環境の整備を図るための支援を行う。 ④地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物等の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する。	①地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 ②地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 ③地域計画に明記された事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。 ④地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	115,242 の内数
国土交通省	港湾改修費補助	港湾管理者が、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾において一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設を建設又は改良するための支援を行う。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	港湾管理者（地方公共団体等）	19,862 の内数
国土交通省	海岸保全施設整備事業費補助	地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、海岸管理者が実施する海岸事業に対して集中的に支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	海岸管理者（地方公共団体等）	8,031 の内数
国土交通省	地籍調査費負担金	市町村等が実施する地籍調査に対する支援を行う。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体等	4,910 の内数
国土交通省	地籍整備推進調査費補助金	都市部において、民間事業者や地方公共団体が作成する地籍調査以外の測量成果を、地籍調査と同等以上の精度・正確さを有するものとして地籍整備に活用できるよう支援を行う。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体等	130 の内数
国土交通省	特定洪水対策等推進事業費補助	地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、地方公共団体が実施する河川事業に対して集中的に支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体	44,263 の内数

府省 庁名	交付金・補助金 の名称	交付金・補助金の概要	国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対する支援等	交付対象	（参考） 令和４年度 政府予算
国土交通省	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	流域の関係者による流域対策を推進するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で地方公共団体、民間事業者等が実施する河川および雨水貯留浸透施設等の整備に対して集中的に支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体等	1,600 の内数
国土交通省	堰堤改良費補助	地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、都道府県が実施するダム事業に対して集中的に支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	都道府県	3,008 の内数
国土交通省	特定土砂災害対策推進事業費補助	地域の防災力強化やインフラ老朽化対策等の観点から、地方公共団体が実施する砂防関係事業に対して集中的に支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体	26,284 の内数
国土交通省	下水道防災事業費補助	大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等を行う。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体	52,448 の内数
国土交通省	都市安全確保促進事業費補助金	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内並びに主要駅及び中心駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体等	80 の内数
国土交通省	無電柱化推進事業費補助	地方公共団体が施行する都府県道等の無電柱化推進事業に必要な事業に対し支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体	30,441 の内数
国土交通省	道路交通安全施設等整備事業費補助	地方公共団体が施行する都府県道等の交通安全施設等整備事業に必要な事業に対し支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体	53,622 の内数
国土交通省	道路更新防災等対策事業費補助	地方公共団体が施行する都府県道等の道路更新防災等対策事業に必要な事業に対し支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体	233,338 の内数
国土交通省	地域連携道路事業費補助	地方公共団体が施行する都府県道等の地域連携推進事業に必要な事業に対し支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体	96,092 の内数
国土交通省	交通連携道路事業費補助	地方公共団体が施行する都府県道等の交通連携推進事業に必要な事業に対し支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体	59,078 の内数
国土交通省	道路交通円滑化事業費補助	地方公共団体が施行する一般国道の交通円滑化事業に必要な事業に対し支援する。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	都道府県	8,019 の内数
国土交通省	空港整備事業費補助金	空港における、基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路等）や附帯施設の新設、改良等の施設整備に対して支援を行う。	地域計画に基づく事業について、交付の判断にあたり、一定程度配慮。	地方公共団体等	7,394 の内数
環　境　省	自然環境整備交付金	政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を支援する。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「５か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分については地域計画の策定を交付の要件とする。	地方公共団体	1,807
環　境　省	環境保全施設整備交付金	国立公園等の施設に訪れるあらゆる人が安全に利用出来る環境の整備を効率的に行うため、中長期的な視点で計画的に施設の長寿命化対策を支援する。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「５か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分については地域計画の策定を交付の要件とする。	地方公共団体	60

府省 庁名	交付金・補助金 の名称	交付金・補助金の概要	国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援等	交付対象	（参考） 令和４年度 政府予算
環　境　省	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに、災害に強い浄化槽の特徴を活かし、強靭なまちづくりに資する浄化槽の整備に対して支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、「５か年加速化対策（加速化・深化分）」の配分については地域計画の策定を交付の要件とする。	地方公共団体	9,010
環　境　省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （①地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業、②建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）	エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業であり、かつ経済性の面で自主的取組だけでは進展の速度が緩やかなものについて、事業に対し支援を行う。	①地域計画に基づく事業について、重点配分、優先採択等の重点化。 また、地域計画の策定を交付の要件とする。 ②地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体等	7,500 の内数 (2,000① ＋5,500 の内数②)
環　境　省	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）	廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を広域的かつ総合的に推進するため、地方公共団体が策定する循環型社会形成推進地域計画に基づいた一般廃棄物処理施設の整備事業等に対し支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体	30,933
環　境　省	廃棄物処理施設整備交付金	大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靭化する観点から、地方公共団体が策定する循環型社会形成推進地域計画及び災害廃棄物処理計画に基づいた一般廃棄物処理施設の整備事業等に対し支援を行う。	地域計画に明記された事業について、重点配分、優先採択等の重点化。	地方公共団体	700

※「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する支援等」欄において、「重点配分、優先採択等の重点化」には、重点化として重点配分又は優先採択のいずれかのみを実施する場合を含む。

〇重点化とは、交付要綱や通知等において具体の内容を明示したうえで、「重点配分」又は「優先採択」をすることをいう。

・重点配分：通常交付より手厚く配分する又は予算額のポイント配分の際にポイントを加算するなど

・優先採択：優先的に採択する又は採択判定の際にポイント加算など有利となるようにするなど

〇一定程度配慮とは、上記以外で、交付判断する際に、何らかの配慮等をすることをいう。

※「（参考）令和４年度政府予算」欄において、内数予算で計上しているものには、当該交付金・補助金を含む事業に係る予算の内数として記載しているものを含む。

(3) “ジャパン・レジリエンス・アワード（強靭化大賞）”「国土強靭化地域計画賞」について

「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靭化大賞）」は、2015 年から始まった、次世代に向けたレジリエンス社会構築のため、全国から“強くてしなやかな国づくり、地域づくり、人づくり、産業づくりに資する活動、技術開発、製品開発等”を実施している企業・団体を評価・表彰する（一社）レジリエンスジャパン推進協議会の制度です。

地方公共団体に国土強靭化地域計画の意義やメリットを理解いただき、今後の策定が円滑に進捗して地域の強靭化が進むことを目的に、第４回（2018 年）から、地域計画策定に工夫して取り組み、地域の国土強靭化を推進している先導的な地方公共団体を表彰する「国土強靭化地域計画賞」が新たに設けられました。（http://www.resilience-jp.biz/award/）

国土強靭化地域計画賞　受賞団体一覧

	金賞	最優秀賞・優秀賞
2018 年	和歌山県 静岡県小山町	（最優秀賞） 北海道、埼玉県、北海道札幌市 （優秀賞） 岩手県、大分県
2019 年	鳥取県 埼玉県春日部市	（優秀賞） 福岡県北九州市、北海道釧路市、奈良県橿原市、鳥取県鳥取市、鳥取県西部町村（日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）、京都府京都市、静岡県島田市
2020 年	神奈川県横浜市	（優秀賞） 北海道紋別市 、八戸圏域 8 市町村 （青森県八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）、鹿児島県鹿児島市
2021 年	群馬県館林市	（優秀賞） 愛知県西尾市
2022 年	埼玉県鴻巣市	―